

発表事項 3

三重県議会インターンシップ実習生の決定について

1 概要

昨年9月、試行として実施した三重県議会インターンシップ実習生の受入れを、本年度から、正式に実施します。

本年度の実習生として、次の2名を決定しました。

- ・ 中嶋ちひろ(なかじまちひろ)
- ・ 吉田浩巳(よしだひろみ)

両名とも、京都大学公共政策大学院1年です。

2 実習期間

8月から9月のうちで2週間を予定しており、具体的な日程は調整中です。

3 実習内容(予定)

各1名が、次のいずれかの実習を行う予定で調整中です。

- ・ 議員提出条例に係る検証検討会関係
- ・ 新エネルギー調査特別委員会関係 など

4 備考

実習の開始に当たっては、議長から実習生に受入書の交付を行う予定です。

この交付の日時及び場所は、別途ご案内いたします。

【以下参考：三重県議会インターンシップ実習生の受入れについて】

1 目的

公共政策大学院の学生をインターンシップ実習生として受け入れ、三重県議会事務局における実務に従事する機会を提供することにより、本県議会における監視機能の強化、政策立案及び政策提言の充実等に資するとともに、学生のキャリア形成の支援及び地方公共団体における議会の役割に関する理解の増進を通じて、地方自治の課題に的確に対応し、地方分権の推進に資する実践的能力を有する人材を育成すること。

2 対象者

公共政策大学院の学生

3 実習期間

- ・ 毎年8月から9月までの間で、実習生の夏期休暇を利用して行うもの
- ・ 実務を体験する期間は2週間程度

4 実習場所

三重県議会事務局（三重県津市広明町13番地）

5 実習内容

- ・ 実習生に指導員を置き、指導員が実習生の指導、助言等に当たる。
- ・ 実習生は、特別委員会、検討会等に関する事務等（調査、資料案の作成及びこれらのための議員との打合せへの参加その他必要と認められる事務）に従事する。

6 実習に要する経費等

- ・ 実習に必要な経費（交通費、滞在費、食費、保険料等）は、学生又は大学院が負担する。
- ・ 受入れに際しては災害傷害保険及び賠償責任保険に加入していることを条件とする。

7 服務

- ・ 実習生は、地方公務員の身分は保有しない。
- ・ 実習生は、原則として職員の服務に準ずるものとし、指導員の指導、監督等に従わなければならない。
- ・ 実習生は、実習期間中に知り得た秘密について、実習期間中及び実習期間終了後においても部外者（大学院を含む。）に漏らしてはならない。
- ・ 実習生は、公務の信用を傷つけ、又は公務全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。
- ・ 三重県議会は、実習生が服務等に従わない場合又は実習を継続しがたい事由が生じた場合、当該実習生についての実習を打ち切ることができる。

8 覚書の締結等

- ・ 実習生が在籍する大学院と三重県議会とは、あらかじめ実習生の受入れに関する覚書を締結する。
- ・ 実習生は、実習に先立って遵守事項に係る誓約書を三重県議会に提出する。